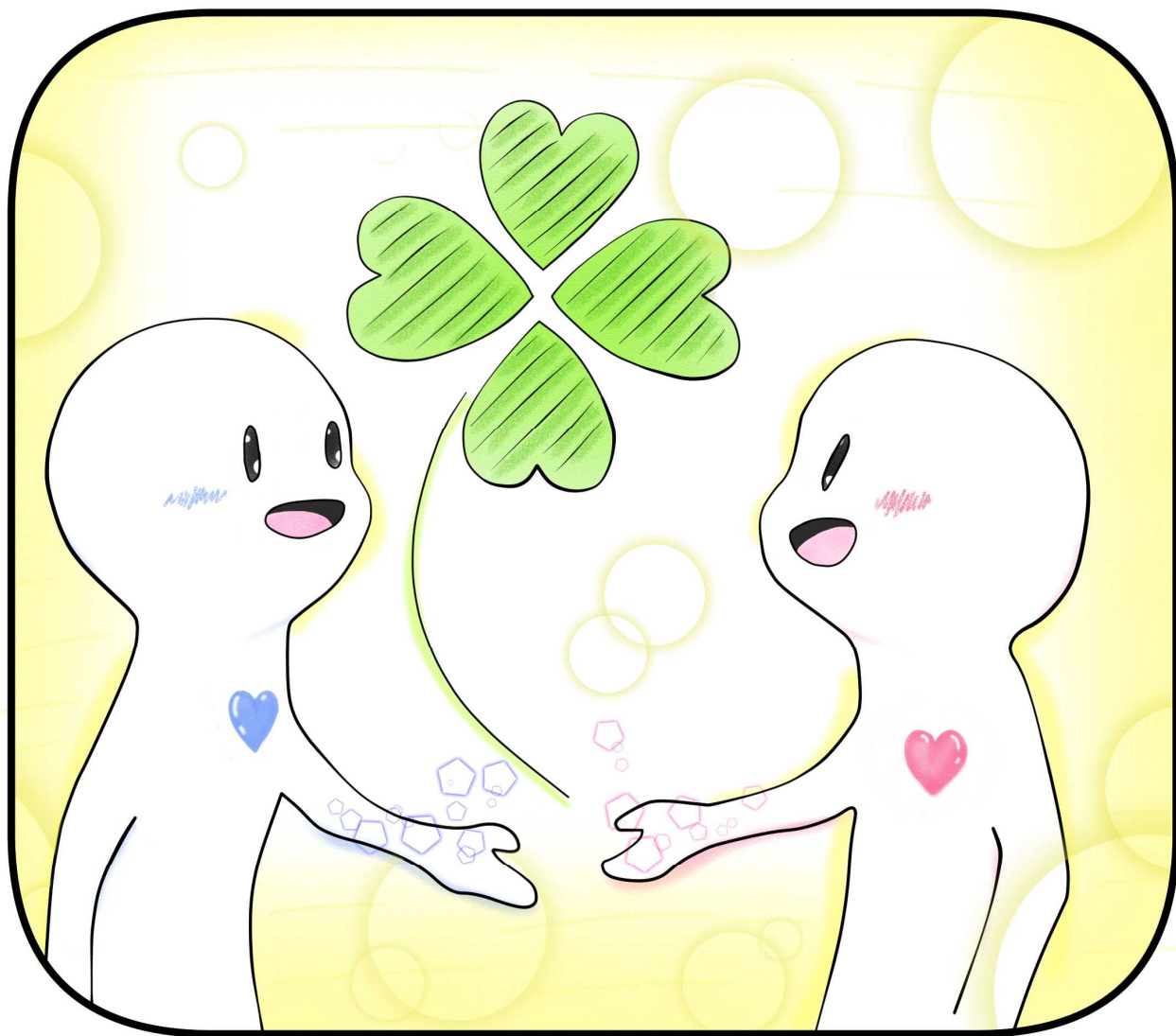


琴浦町人権施策基本方針 (案)



令和2年度琴浦町人権啓発デザイン最優秀賞作品

令和4年3月
琴 浦 町

目 次

人権をめぐる社会の動き	・ ・ ・	1
第1章 基本的な考え方		
1 人権施策基本方針制定の位置づけ	・ ・ ・	3
2 人権尊重の基本理念	・ ・ ・	4
第2章 人権施策の推進方針		
1 教育・啓発の推進	・ ・ ・	6
2 推進体制の確立・調査の実施	・ ・ ・	9
3 相談支援の充実	・ ・ ・	9
第3章 分野別施策の推進		
1 男女共同参画に関する人権	・ ・ ・	13
2 子どもの人権	・ ・ ・	16
3 高齢者の人権	・ ・ ・	19
4 障がいのある人の人権	・ ・ ・	21
5 部落問題	・ ・ ・	23
6 アイヌの人々の人権	・ ・ ・	25
7 外国にルーツを持つ人の人権	・ ・ ・	26
8 病気にかかわる人の人権	・ ・ ・	28
9 刑を終えて出所した人の人権	・ ・ ・	29
10 犯罪被害者等の人権	・ ・ ・	30
11 インターネットにおける人権	・ ・ ・	31
12 北朝鮮当局による拉致問題等	・ ・ ・	32
13 生活困窮者の人権	・ ・ ・	33
14 性的マイノリティの人の人権	・ ・ ・	34
15 災害等に起因する人権	・ ・ ・	35
16 個人情報保護	・ ・ ・	36
17 その他の人権課題、新たな人権課題	・ ・ ・	38
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	・ ・ ・	39
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	・ ・ ・	41
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律	・ ・ ・	50
部落差別の解消の推進に関する法律	・ ・ ・	53
琴浦町人権尊重の社会づくり条例	・ ・ ・	55

人権施策基本方針（案）

人権をめぐる社会の動き

昭和 23（1948）年、第 3 回国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを謳い、その後に発展する国際人権保障制度の土台を築きました。その後、昭和 40（1965）年「人種差別撤廃条約」や昭和 54（1979）年「女子差別撤廃条約」、平成元（1989）年に「子どもの権利条約」などが採択されてきました。

昭和 21（1946）年に公布された「日本国憲法」は、第 14 条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定め、すべての人々の基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障しています。このような理念から、わが国はあらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、人権に関する多くの条約に批准して問題の解決に取り組んでいます。

また、昭和 40 年 8 月の同和対策審議会答申を受け、昭和 44 年 7 月同和対策事業特別措置法が制定され、同和問題の解消は国の責務であり、国民的課題と位置づけられ、33 年間、さまざまな施策が取り組まれてきました。

平成 12（2000）年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では人権教育・啓発の推進に国、地方公共団体及び国民の果たす役割、責務を明らかにするもので、これを受け、国は平成 14（2002）年に「人権教育・啓発に関する基本計画（平成 23 年一部変更）」を策定するとともに、毎年、各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を「人権教育・啓発白書」として取りまとめ、国会に報告しています。

このような背景から、本町では平成 16（2004）年、琴浦町誕生と同時にすべての町民に基本的人権を保障し、町民一人ひとりの参加による、差別のない住みよいまちづくりの実現をめざし、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。

また、平成 17（2005）年にすべての行政分野において総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための基本方針を示す「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、これを具体化するため平成 19（2007）年に「同 実施計画（前期分）」、平成 23（2011）年に「同 実施計画（後期分）」をそれぞれ策定し、人権尊重を町政の基軸とした諸施策を推進してきました。しかし、依然としてさまざまな人権課題が存在しているほか、社会状況などの変化にともない、インターネット上に被差別部落の存在に関わる情報が掲載されており、身元調査等に悪用するなど新たな人権課題が生じてきています。

こうした状況のもと、人権尊重のまちづくりへの取組を一層進めるため、これまでの取組

の成果と課題、新たに顕在化した人権課題、人権関連の法律等の整備状況などを踏まえ、「町の責務」や「町民の役割」並びに「町民と町の協働」などを明記した新たな「琴浦町人権尊重の社会づくり条例（以下「条例」という。）」を令和3（2021）年に制定しました。

第1章 基本的な考え方

1 人権施策基本方針制定の位置づけ

この条例第5条に基づいて制定される「琴浦町人権施策基本方針」は、これまでの琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画に代わり、本町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針を明示するものです。

本町では、あらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、個別の人権課題への取組や施策の基本的方向を人権施策基本方針に盛り込み、町民と協働して取組を推進し、差別のない人権が尊重される社会づくりを進めていきます。

この人権施策基本方針の制定にあたり、令和元（2019）年度に実施した「第3回 町人権・同和教育に関する意識調査」から見えてきた琴浦町の課題や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、庁内の各課と協議・調整を行いました。

また、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会を開催し、この人権施策基本方針の内容について審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの町民意見の反映に努めました。

なお、概ね5年を目安に実施する意識調査等や社会状況の変化に応じて人権施策基本方針の見直しを行います。

2 人権尊重の基本理念

人権とは、「人間の尊厳」に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

誰もが、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかけがえのない存在であるということを認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

このため、一人ひとりが自分の権利だけではなく、他人の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

本町では、これまで人権尊重を町政の基軸とした諸施策を総合的に推進してきました。

このような取組により一定の成果がみられますが、依然としてさまざまな人権課題が存在しており、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じています。

平成 28 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（4 月 1 日施行）（以下「障害者差別解消法」という。）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（6 月 3 日施行）（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（12 月 16 日施行）（以下「部落差別解消推進法」という。）」が施行されました。この人権 3 法には、差別のない社会を実現するために必要な施策の推進、相談活動の充実、教育・啓発の推進が定められ、国及び地方公共団体の責務が明確にされています。

本町では、上記の人権 3 法と「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成 12 月 12 月 6 日施行）」の基本理念の趣旨を踏まえ『一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり』を基本理念として人権が尊重される社会づくりを進めます。

この基本理念の下、学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場面を通じて教育及び啓発の推進を図るとともに、各人権課題について、相談・支援の充実、社会参画の推進、雇用・就労の促進、社会福祉の増進等、さまざまな施策を通して、「誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現」「自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現」「次世代へ安心し暮らせる社会の実現」に向けて取り組みます。

琴浦町人権施策基本方針体系図（案）

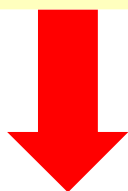
基本理念

一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり

誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現

自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現

次世代へ安心して暮らせる人権尊重社会の実現



施策の方向性

分野別施策の方向性

○基本的な考え方

人権施策基本方針の位置づけ

○人権尊重の基本理念

本町がめざす人権尊重の社会の実現のための基本理念

○人権施策の推進方針

- 1 教育・啓発の推進
 - ・就学前、学校、地域、家庭における人権教育・啓発の推進
 - ・人権の視点に立った行政の推進
- 2 推進体制の確立・調査の実施
 - ・国、県、関係団体等との連携
 - ・町民の意識調査等を実施
 - ・人権問題をめぐる社会情勢の変化等を勘案し、人権施策基本方針の見直し
- 3 相談支援の充実
 - ・社会資源を活用して必要な相談支援体制の充実
 - ・地域共生社会の実現にむけた隣保館の役割

○分野別施策の推進

- 1 男女共同参画に関する人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 部落問題
- 6 アイヌの人の人権
- 7 外国にルーツを持つ人の人権
- 8 病気にかかわる人の人権
- 9 刑を終えて出所した人の人権
- 10 犯罪被害者等の人権
- 11 インターネットにおける人権
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 生活困窮者の人権
- 14 性的マイノリティの人の人権
- 15 災害等に起因する人権
- 16 個人情報保護
- 17 その他の人権課題、新たな人権問題

第2章 人権施策の推進方針

人権尊重のまちづくりの主体は「町民」であり、町民の人権意識の高揚を図る取組は重要です。さらに自らの人権も他人の人権も共に尊重し、実際に生かすためには、さまざまな学習の機会や情報が提供されなくてはなりません。また、これまでの取組を振り返り、改善すべき点は何かを考えていくことが大切です。人権問題を直感的に捉える感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるような人権感覚・意識を十分身に付け、高めていくことができるよう、あらゆる場面を通じて人権教育および人権啓発を推進します。

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 第2条、第3条から】

人権教育とは、人権尊重の精神の^{かんよう}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動をいいます。国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校・家庭・地域その他の様々な場面を通じて、国民がその発達段階に応じ、自他の人権を大切にすることに対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならないとされています。

1 教育・啓発の推進

（1）就学前、学校、地域、家庭における人権教育・啓発の推進や活動への支援

就学前、学校、地域、家庭などあらゆる場面において、豊かな人間性と人間関係を育む人権教育、人権学習の場面を提供することで、誰もが安心して暮らすことができる人権尊重のまちづくりを進めます。

人権教育を推進する手法には人権について基礎的な学びである「普遍的な視点からのアプローチ」と個別具体的な人権問題を通じた学びである「個別的な視点からのアプローチ」があります。

この2つのアプローチを一方に偏ることなく、両者を互いに関連させながら学ぶことで人権尊重について理解を深めていくことが重要です。

①就学前

【現状と課題】

- ・保育園、認定こども園では、生きていくために必要な力の基礎を育むことを目的とし、家庭との連携を大切にしながら、生活リズムや生活習慣、言語力、道徳性や社会性、自分や友だちを大切に感性を育む取組などを実践しています。
- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針に基づき、年齢や個々の発達や発育に応じた保育を実践しています。

【施策の基本的方向】

- ・乳幼児の健やかな成長、発達を保障できるよう、保育内容の充実や保護者支援を行います。
- ・生活や遊びの中でさまざまな体験を積み重ねながら発達を促すとともに、社会性・道徳性を涵養して社会規範や集団生活の基盤の育成に努めます。
- ・健やかな体と豊かな心を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の育成に努めます。
- ・受容的・応答的な関わりの中で、何かを伝えようとする意欲や身近な大人との信頼関係を育て、人と関わる力の育成に努めます。
- ・子どもたちが身近な環境に興味や好奇心を持って関わり、感じたことや考えたことを表現する力の育成に努めます。
- ・一人ひとりのありのままの姿や文化等の違いを認め、互いに尊重する心の育成に努めます。
- ・人権感覚を身につけ、人権意識を見つめ直すために町人権・同和教育推進協議会の学校・園部会の取組を中心に保育教諭への研修の充実に努めます。
- ・保護者への教育・啓発の充実にむけた研修機会の確保に努めます。

②学校

【現状と課題】

- ・学校教育においては、授業研究、実践交流などを充実させ、人権問題を理解するとともに、人権の尊重が日常生活において実践できるよう、発達段階に応じて組織的・計画的に人権教育に取り組むことが必要です。
- ・同世代の集団における人間関係を経験することができる学校は、少子化により家庭や地域の遊び仲間が少なくなった今日、これまで以上に重要な位置付けとなります。
- ・いじめの問題などに見られるように、子どもたちに相手の立場に立った考え方や人権意識が十分に浸透していない面があります。

【施策の基本的方向】

- ・人との出会いを肯定的に捉え、多様な価値観や生き方に触れながら、共に生きることの意味を実感できることを目指して、学校生活や日常生活での仲間づくりを推進します。
- ・自尊感情の育成に努め、自分の大切さとともに、他人の大切さを認めることができる子どもの育成に努めます。
- ・課題に取り組み、それをやり遂げた達成感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進するとともに、自分に対する自信、自分の可能性に対する信頼、成就感などを育む教育に努めます。
- ・参加体験型学習を取り入れるなど、意欲的に学習することができる学習機会の提供に努めるとともに、自然体験活動やボランティア活動などを通じて、発達段階に応じた豊かな体験の機会の充実を図り、人権を尊重する心と態度を育てます。

- ・人権感覚を身につけ、人権意識を見つめ直すために町人権・同和教育推進協議会の学校・園部会の取組を中心に教職員への研修の充実に努めます。
- ・保護者への教育・啓発の充実にむけた研修機会の確保に努めます。
- ・学校で発生した事象については、日常的な教育実践の中からその課題が明らかになったことから、その課題を教員が教育委員会や関係機関と連携し、丁寧に分析・解決していきます。

③地域

【現状と課題】

- ・これまで文化センターなどを中心に、人権に関する多様な学習機会が提供され、参加者はさまざまな人権課題について学びながら、人権が尊重される社会の実現を目指してきました。

しかし、参加する人は、もともと人権問題に関心を持つ町民が多いという傾向がみられます。これまで学習機会があまりなかった町民も参加できるような学習機会の提供が大きな課題となっています。

- ・人権に関する学習においては、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養うことが求められています。

【施策の基本的方向】

- ・あらゆる人権課題解決への実践の輪を広げるため、地域に密着した教育・啓発活動を積極的に推進します。
- ・生涯学習の振興のための各種施策を通じて、人権に関する学習の一層の充実に図ります。

④家庭

【現状と課題】

- ・家庭において生命の大切さや人権を守ることを大人が教えるなど、子どもに豊かな心や人権を尊重する態度を身に付けさせることが大切です。
- ・家庭や地域は、子どもたちが人格を形成する上で、大きな役割を果たしています。家庭や地域の人々が偏見や差別の不当性を見極め、公平・公正に行動することを日常生活で子どもたちに示していくことが求められています。

【施策の基本的方向】

- ・子育てに関する相談体制の整備、親子のふれあいを深めることができる体験活動等の充実に努めます。
- ・家庭や地域の人々が人権尊重の理念について理解を深めるとともに、主体的に学習することができる機会を提供します。

（２）人権の視点に立った行政の推進

行政職員の業務は多岐の分野にわたり、町民と深い関わりをもっています。

そのため、すべての職員は、人権の尊重がすべての行政施策の根幹であることを認識するとともに、人権問題に関する知識と豊かな人権感覚を身につけ、あらゆる施策において人権尊重の視点に立った行政を推進する必要があります。

さらに行政職員は、地域社会の一員として人権啓発を推進していく役割が求められているため体系的に人権研修を位置付け、その充実を図ります。

また、単に知識の習得にとどまらず、より効果的な人権研修を各職場において実施し、地域での実践（行動化）へつなげていきます。

２ 推進体制の確立・調査の実施

（１）国、県、関係団体等との連携に努め、推進体制の充実を図る

人権政策の効果的な推進にあたっては、国、県、関係団体等がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組を進めます。

また、町内で活動している当事者団体、人権擁護団体等の関係団体との連携を図り、当事者に寄り添った効果的な人権教育や人権啓発が実践できるよう、各活動団体の相互交流と支援に努めます。

人権が尊重される社会は、行政による取組だけでなく、町民一人ひとりの主体的な行動により築き上げられていくものであり、町民による積極的な取組が求められるので、本町においては、効果的な取組の推進のため、町民との協働を進めます。

（２）必要に応じて町民の意識調査等を実施し、人権問題をめぐる国、県の状況、人権に関する施策の実施状況、社会情勢の変化、本町の人権施策の推進状況等を十分勘案し、人権施策基本方針の見直しを実施

人権施策基本方針によって、より実効性のある人権施策の推進が求められます。今後の人権問題をめぐる状況や国および県における人権に関する施策の実施状況、社会情勢の変化、さらには、本町の人権施策の推進状況等を十分勘案した上で、人権施策基本方針の見直しを行います。

また、必要に応じて町民の意識調査等を実施し、施策の基本的方向を示した人権施策基本方針の策定に努めます。

３ 相談支援の充実

（１）国、県との適切な役割分担を踏まえ、社会資源を活用して必要な相談支援体制の充実に努める

町民からの人権に関する相談支援に対応するため、人権擁護委員による相談事業等、本町の各種施策による相談窓口を開設していますが、人権、生活、就労、福祉、教育など多岐にわたり、相談内容は多様化・複雑化しています。

そのため、法務局と人権擁護委員、警察署、消費生活センターなどの関係機関と連携し、問題の早期解決を図る必要があります。

平成 28（2016）年に施行された人権 3 法のうち、「障害者差別解消法」及び「ヘイトスピーチ解消法」では、差別に関する相談、差別的言動に関する相談に的確に応じるとともに、それによる紛争の防止または解決を図ることができる体制を整備すること、また「部落差別解消推進法」では、相談体制の充実を図ることが国と地方公共団体には求められています。

（２）地域共生社会の実現にむけた文化センター（隣保館・児童館）の役割

隣保館は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターであり、地域住民に対し、生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行うことが位置づけられています。

相談支援体制の整備、充実と関係機関との連携強化は、差し迫った重要な課題です。人権を尊重し共に支えあう地域共生社会をつくっていくためには、制度や分野ごとの「縦割り」などを超えて人と人、人と社会資源が「わが事」として「丸ごと」つながっていくことが大切です。

この地域共生社会の実現にむけて福祉、学校教育、社会教育などの関係機関が連携して人に寄り添い、人と人、人と社会資源をつなぎ、どこにでもマイノリティの人たちがいることを前提とした差別や排除のない社会づくりにむけた相談支援体制の充実に努めます。

その体制の充実のために有効な社会資源のひとつとして隣保館を地域福祉の重要な担い手として活用していきます。

また、生活困窮者自立支援制度において、地域における多様な社会資源のひとつとして、福祉事務所など自立相談支援機関との連携も求められています。

隣保館がさまざまな関係機関と連携し、個々の相談者の困りごとに対する支援を積み重ねる中で地域づくりを考える福祉からの視点と地域全体の課題を解決する視点をあわせ、相談支援に対応していくことが求められています。

これからの隣保館は今まで培ってきた人権啓発のための住民交流を基盤にしながら地域福祉と人権啓発、地域づくりに取り組み、町民との協働により差別と排除のない地域づくりを推し進めていくことが求められており、その役割が果たせるよう職員の資質向上についても支援を行います。

（３）差別事象への対応

差別事象が発生した場合は、必要に応じて琴浦町人権啓発検討会議において、実態の把握、背景の分析、効果的な啓発方法等について検討を行うとともに、再発防止に向けた情報提供と啓発に努めます。

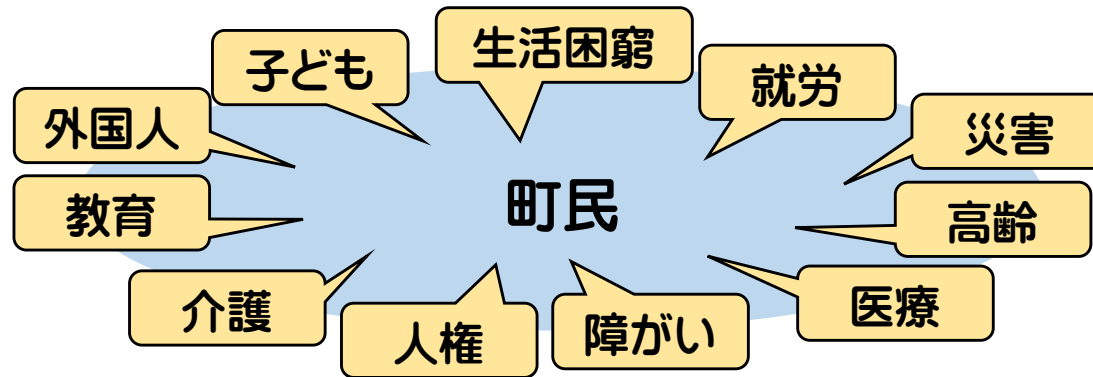
琴浦町人権啓発検討会議では、差別や人権侵害にかかる事象の要因、社会的背景を専門有識者で構成する委員会で分析するとともに、当該事象における見解や今後の再発防止等について協議し、また、行政の主体による問題解決への取組と今後の啓発活動のあり方について検討していきます。

関係機関と連携した相談支援体制体系図(案)

町民

【課題】

- ・さまざまな困りごと
- ・多岐にわたる相談内容
(交差性・複合性)
- ・相談先が分かりづらい
- ・相談に行けない人
(孤立した人) への対応



琴浦町

【対応】

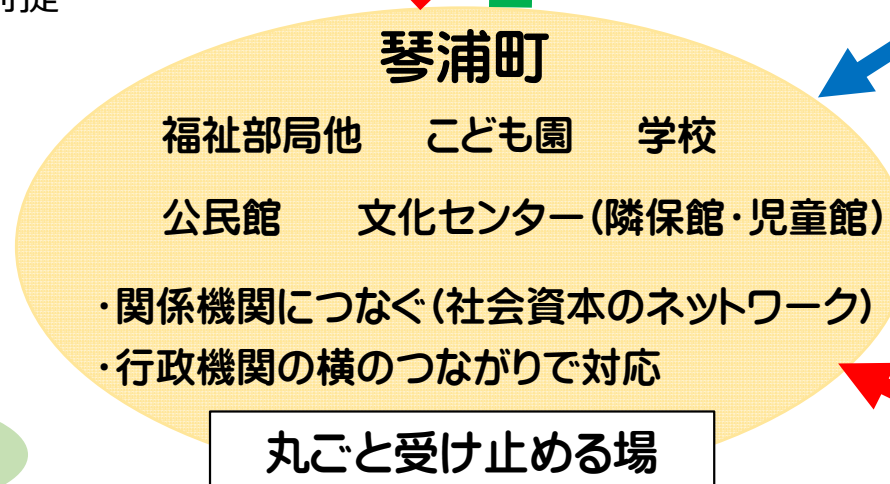
- ・マイノリティの人たちがいることを前提
とした社会づくり



相談

解決に
むけた
支援

連携



民間・地域

明らかになった
地域課題を
テーマに啓発を
実施

町民の課題解決から
地域課題の把握へ

第3章 分野別施策の推進

1 男女共同参画に関する人権

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現

【現状と課題】

- 国内では、平成 11(1999)年に施行された「男女共同参画社会基本法」により、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現は、21 世紀のわが国社会を決定する最重要課題であると位置づけられ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると明文化しました。
- 鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査(平成 25 年)によると、出産を機に仕事を辞めたと回答した人のうち、「仕事を続けたかったが、仕事と育児の両立の難しさが原因でやめた」と答えた人が約 4 割を占めています。
- 本町では、男女共同参画社会の実現を目指し、平成 18(2006)年に制定した「琴浦町男女共同参画推進条例」に基づき、平成 20(2008)年に「第 1 次琴浦町男女共同参画プラン」、平成 30 年(2018)年には「第 3 次琴浦町男女共同参画プラン」を策定し、計画的に男女共同参画施策を推進してきました。
- 配偶者等からの暴力(DV)防止について、鳥取県においては全国に先駆けて平成 16(2004)年に「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」が策定され、被害者支援が推進されています。しかし、琴浦町男女共同参画社会意識調査(平成 28 年)(以下、男女共同参画社会意識調査)によると、DV 経験者は男性が 129 人に 1 人なのに対し、女性は約 6 人に 1 人が被害を受けており、その多くは過去に被害にあったことを誰にも相談していないと答えています。本町においても相談窓口を設置し、啓発活動を行ってきたところですが、窓口の広報を行い、相談できる環境づくりが必要です。
- 男女共同参画社会意識調査(平成 28 年)によると、地域活動については男性の方が優遇されていると感じている町民の割合が多く、男性優位の状況にあるといえます。また本町の審議会など方針決定の場における女性参画の割合においても平成 23 年

に 29.3%、平成 28 年に 36.0%と上昇傾向にあるものの、依然として半数を下回っています。男女共同参画に関する認識を深め定着させる普及活動を行っていくことが重要です。

○本町の女性労働率は、全国や鳥取県よりも概ね高く、また、女性の労働力率が低下すると言われている「出産・育児期」においても大幅な低下は見られないことから、今後も女性が就業しやすくすること、また、出産・育児で離職しても再度、労働市場に参入しやすくすること等、就業を希望する女性が働くことができるよう、引き続き課題の把握を行うとともに効果的な対策を行うことが必要です。

○男女共同参画の推進は家族間の協力が重要です。男女共同参画社会意識調査(平成 28 年)によると、家庭内の仕事について、「収入を得ること」「地域活動」については男性が半数、「食事のしたく・片付け」「掃除」「子どもの世話」は女性が半数を占めており、男性は仕事、女性は家庭といった性別による役割分担が根強く残っていることがわかります。しかし、この家事分担に対して女性は 50～80%が不満を感じています。

【施策の基本的方向】

(1) 笑顔輝くワーク・ライフ・バランスづくり

個人に対して家庭と仕事の両立ができるよう支援するとともに、企業に対しては働きやすい環境を整備するよう推進します。

令和 3 年 6 月の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）の改正によって女性だけでなく、男性も育児休業を取得しやすい環境になったことから、より一層のワーク・ライフ・バランスを推進することで、家事・育児などをしながらキャリアアップができる体制を整えます。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づいて、働く場面で活躍したいという希望を持つ女性の意思が尊重され、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現できるように社会全体で取り組んでいく必要があります。

(2) 笑顔輝く地域づくり

片方の性に偏ることなく、お互いの考え方や意見が方針決定・決定過程に反映されるよう、地域活動などにおける男女の参画について一層の推進に努めます。

(3) 笑顔輝く家庭づくり

家族全員がお互いの人権を尊重し、女性だけでなく男性も家事に参画するなど、

性別による固定的な役割分担を解消し、互いに責任を分かち合いながら、家事・育児等を担っていく必要があります。

(4) 笑顔輝く職場づくり

企業においては、同じ仕事内容で雇用形態の違いによる賃金の差はもとより、職場での雇用・労働条件全般においても、男女の区別なく同じ条件下で働ける職場環境の確立を目指します。

自営業においても、お互いが仕事を担う大切な構成員であることを認識し協力しあえる施策を行い、自営業者における男女共同参画を推進していきます。

また、働きやすい職場づくり推進に向けた研修会の実施及び各種制度の周知を図りながら労働環境の改善を推進します。

(5) 笑顔輝く心と身体づくり

より働きやすい職場づくりや、家庭内での助け合いにつながるよう、身体的違いについて理解を深めるための啓発活動やセクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の意識啓発に取り組みます。

また、男性・女性という枠にとらわれず、多様な性のあり方を認めることで、誰もが自分らしく生きられる社会を実現できるよう、性的マイノリティの人に関する理解を深める学習の機会を設けます。

男女間における暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、加害者と被害者がどのような間柄であるかにかかわらず、決して許されるものではありません。今後も意識調査の結果を踏まえて、DV防止の啓発や教育の充実、相談体制及び広報の充実、被害者の自立支援などに取り組みます。

(6) 笑顔輝く男女共同参画意識づくり

社会全体や、生活主体となる地域内において、男女共同参画に関する学習の機会を設けるなどの啓発活動を行います。さらに、大人だけでなく、次の時代を担う子どもたちが性別に関係なく、お互いを思いやり、支え合う関係をつくることを目標に、小さな頃からの人権尊重の意識づくりに努めます。

2 子どもの人権

子どもが権利の主体者として尊重され、心身ともに健やかに成長していく社会の実現

【現状と課題】

平成6（1994）年にわが国が批准した「子どもの権利条約」では、子どもを人格を持つ1人の人間として認め、原則として大人と同じ権利を保障しています。さらに子どもを「発達する存在」としてとらえ、子ども独自の権利、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障しています。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は依然として厳しく、その人権が十分に保障されているとは言い難い状況にあります。親などからの虐待により、中には死に至らしめるとい痛ましい事件は後を絶ちません。また、最近の子どものいじめは、多様化が進み、SNS等の介在により、いじめが一層見えにくくなっている実態もあります。

さらに子どもの貧困問題については、厚生労働省が、令和2（2020）年に公表した子どもの相対的貧困率は13.5%で、約7人に1人が貧困状態にあり、その中でもひとり親世帯の貧困率は48.1%で、10年前の調査から6ポイント以上の改善がみられるものの、依然として深刻な状況にあります。

また、近年ではヤングケアラーと言われる、家事や介護など家族の世話をを行う18歳未満の子どもも問題になっており、勉強と家族の世話が両立できず大きな負担を抱える子どもたちがいます。

このような状況の中、子どもの人権に関する法整備は徐々に進みつつあり、平成12（2000）年に「児童虐待防止法」の施行、平成25（2013）年には「いじめ防止対策推進法」、「子どもの貧困対策推進法」が施行され、近年では「児童福祉法」の一部改正により、平成28（2016）年に児童虐待の発生予防や、令和元（2019）年には児童の権利擁護などに重点が置かれ、地方自治体や児童相談所の体制強化が図られています。

本町においても平成17（2005）年に「琴浦町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成27（2015）年からは、総合的に子育て支援を進めていくための計画「琴浦すくすくプラン」を策定し、子育てが家庭・地域・学校・こども園等で相互協力して行えるよう総合的、計画的に施策を推進しているところです。琴浦すくすくプランの「要保護児童・障がい児等への対応」では、子育て応援課や福祉あんしん課、教育総務課等の関係課で連携しながら相談体制の充実を図り、また、ひとり親・生活困窮家庭への支援にも取り組んでいます。必要に応じて、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等とも連携し、児童虐待の予防的支援や介入も行っているところではありますが、同協議会で取り扱う案件は増加傾向にあります。また、ヤングケアラーへの支援も重要となってきていますが、その実態把握が難しく、支援策や相談体制はまだまだ不十分な状況です。

学校教育においては、子どものいじめ、不登校、問題行動への対応として、児童生徒へのHyper-QU（よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート）等アンケート実施、児童生徒の学習や生活適応の支援をするための教員の配置、スクールカウンセラーや教育相談員による相談事業の充実を図り、問題の未然防止や早期発見、早期対応に取り組んで

います。

本町が平成 30（2018）年に実施した「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の結果から、保護者のワーク・ライフ・バランスの現状をみると、仕事より家事・育児を優先したいと考えていても、現実には多くの方が仕事を優先させている様子が分かります。同調査の町に希望する子育てへの重点対策でも、仕事と家庭生活の両立についてが、経済的支援の次にあげられています。このように、核家族化や共働き家庭の増加等の理由により、親世代が忙しく、親子の語らいや触れ合いの時間を持ちにくい現状があります。本町では、平成 19（2007）年度から「10 秒の愛キャンペーン」〔平成 28（2016）年から、「10 秒の愛～やさしさの貯金～」に変更〕として、忙しい毎日の中での子どもとの触れ合いについて、ほんの 10 秒でも子どもと真剣に向き合おうという取組を行っていますが、子育て対策としても、ワーク・ライフ・バランスのさらなる推進が求められています。

いじめについては、初期段階で発見、対応できるよう学校全体で取り組んでいます。不登校については近年その数は横ばいではありますが、予備軍と思われる子どもは増加傾向にあります。その他にも、加配教員の配置など発達障がい等、障がいのある子どもや保護者への支援の充実にも学校や関係機関で取り組んでいます。子どもたちの背景が多様化する中、家庭との連携、対応の難しさが課題となっています。

今後も子どもを取り巻く社会環境や課題に対応するために、地域、保育、学校とともに子どもの人権について理解を進め、また、いじめ等を防止するために、子ども自身が自分や友達の良さを認め合い、自信をもって活動していけるよう教育・啓発を進めていく必要があります。あわせて保護者の子育てに困り感を感じている現状やニーズを把握し、不安や悩みを解決するために、療育・相談機関との連携を図る等、子育て支援、家庭教育支援をさらに充実していくことが求められています。

【施策の基本的方向】

- （1）妊娠初期から保護者の相談者となり、共感性のある保護者支援を基本とし、多機関で連携、継続した具体的生活支援を展開し、保護者の相談体制を充実するなど子どもの心身の健やかな発育・発達を護る支援を行います。
- （2）家庭内や地域で孤立した子育てにならないように、子育てに関する相談機関の周知や家庭・地域・学校・こども園等との連携強化を図り、子育て支援体制の充実を図ります。また、児童虐待について予防・早期発見・早期対応を行い、子ども一人ひとりの人権を保障する取組を充実します。
- （3）地域社会では、子ども会育成連絡協議会や青少年健全育成協議会の活動をとおして、子どもたちの体験活動や異世代間・地域間の交流活動の充実や社会参加の促進を図り、青少年の健全育成及びよりよい社会環境づくりを推進します。
- （4）ネットトラブルから子どもたちを守るために、家庭・地域・学校・こども園等と連携をして、講演会などを実施し、メディアリテラシー教育の推進を図ります。

(5) いじめの防止、早期発見と適切かつ迅速な対処ができるよう、いじめ防止対策推進法第12条により定められた琴浦町いじめ防止基本方針に基づいて、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進し、学校における人権教育やコミュニケーション活動を重視した教育活動のさらなる充実を推進していきます。

また、子ども社会だけの問題と捉えず、学校・家庭・地域の連携協力による取組や啓発を推進していきます。さらに、小・中学校では支援会議やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用した悩み相談の体制の充実や、教職員への研修等の充実を図っていきます。

(6) 経済的に困窮する世帯への支援や奨学金制度の実施、関係機関への情報提供などにより家庭の負担を軽減し、子どもが安定した生活を送り、安心して学習に取り組めるよう支援します。

(7) それぞれの子どもの状況を把握し、ICTを活用した自宅学習やフリースクールへの通学など教育を受ける権利を保障し、多様な学習活動が選択できるよう情報提供と支援をします。

(8) 児童生徒一人ひとりの障がいの状態に即した指導を行うことができるよう、必要に応じて特別支援学級や通級指導教室を設置します。

また、学習障がい(LD)、注意欠如多動性障がい(ADHD)等、発達障がいのある児童生徒のために通常の学級においても、医療やLD等専門員等の関係者と連携して、それぞれの特性に応じた支援を行っていきます。

3 高齢者の人権

高齢者が敬愛されつつ生きがいを持ち、安心して日常生活を営める社会の実現

【現状と課題】

わが国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、人口のほぼ4人に1人が65歳以上の超高齢化社会となっています。このような中、本町における高齢化率は、平成26（2014）年に32.9%、令和2（2020）年には36.7%となり、令和7（2025）年には38.4%になると推計しています。また単身高齢者世帯割合は、平成17（2005）年の11.9%から令和2（2020）年には19.3%へ推移し、15年間で7.4%増加しました。高齢者世帯割合も平成17（2005）年の10.2%から令和2（2020）年の34%へ推移し、15年間で23.8%の増加となっており、高齢者の社会的孤立が心配されています。

平成3（1991）年の国連総会において、高齢者の人権を保障するため「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5つの基本原理と18の原則をまとめた「高齢者のための国連原則」が決議されました。また、この原則を普及、促進させるため平成11（1999）年を「国際高齢者年」とし、取組が行われました。この間わが国でも、平成7（1995）年には「高齢社会対策基本法」が施行され、翌年、同法を受けて「高齢社会対策大綱」が策定され、総合的な施策推進が図られてきました。

また、平成12（2000）年には介護保険制度がスタートしました。本町においても「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定し、3年ごとに見直しを行いながら、介護予防と介護問題解決のため、計画的に施策を推進しています。

高齢者が孤立せず安心して地域の中で生活できるよう、高齢者のニーズに応じた福祉・介護サービスを充実し、民生児童委員等による見守りや社会参加への支援等を行い、地域とのつながりの場や、高齢者の生活を手助けする支援体制の整備を推進していく必要があります。

高齢化が進む社会状況の中、介護者による身体的・心理的虐待や、家族等により本人の財産が無断処分されるなどの経済的虐待などが、大きな社会問題となっています。介護保険制度開始とともに、認知症など自身で適切な判断ができない人の意思意向を尊重し、生活を支援する「成年後見制度」が制定されました。

また、平成18（2006）年には高齢者の尊厳を守るため、「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

虐待は、家庭内や施設内で起こることから、表面化しにくい現状があります。早期発見と相談体制の整備を図るとともに、より一層の関係機関連携により対応していくことが必要です。

就労においても高齢者を取り巻く社会には年齢制限など、高齢者の豊かな知恵、経験、技術が活用されない就労状況があります。

【施策の基本的方向】

（1）高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を活かして積極的に社会参加

し、社会を構成する重要な一員として尊重される社会づくりを進めます。

また、高齢者が主体性を持って社会参加できるような意識啓発や健康教室等を開催し、健康づくりを推進し、実社会の担い手として活躍することができるように雇用環境の整備を推進していきます。

- (2) 寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターで把握された地域課題を共有・検討するため、医療機関、介護サービス施設・事業者等の専門機関や生活上のさまざまな相談に応じ、適切な支援やサービスへのつなぎ役である民生委員やボランティア等の住民組織や文化センター（隣保館・児童館）が連携して地域で支えあい、地域課題の解決を図っていきます。
- (3) 高齢者本人やその家族が介護や権利擁護などについて相談できる場所の確保、相談体制の充実を図ります。また、虐待が発生した際の高齢者の安全確保のための方策、成年後見のさらなる普及啓発を行っていきます。
- (4) 単身の高齢者が増加していく中、高齢者が地域で安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。孤立しがちな高齢者は幸福度や生活満足度が低く、生活上の不安を抱えている人も多いため、隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守り活動など地域における支え合い活動の支援に努めます。
- (5) 振り込め詐欺や悪質商法などの被害から守るため、高齢者などへの啓発や情報提供を行います。

4 障がいのある人の人権

障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる社会の実現

【現状と課題】

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、各種施策を推進していくとともに、社会のすべての人々がさまざまな障がいについて理解し、必要な配慮をしていくことが求められています。

わが国では、昭和 45（1970）年に障がい者施策を総合的に推進するため「心身障害者対策基本法」が制定され、平成 5（1993）年には障がいのある人の自立と社会参加を図ることを目的とした「障害者基本法」へと改められました。この基本法は、昭和 56（1981）年「国際障害者年」や昭和 58（1983）年からの「国連障害者 10 年」の成果を反映したもので、障がいのある人の「完全参加と平等」が法文化されました。その後、平成 16（2004）年の改正では障がいを理由とする差別禁止の理念が明記され、平成 23（2011）年には障がいの有無に関わらず共生することができる社会の実現をめざすことや、合理的配慮の概念を盛り込んだ改正が行われました。

平成 25（2013）年には、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会をつくることをめざし、「障害者差別解消法」が成立し、平成 28（2016）年施行されました。この法では、正当な理由なく障がいを理由として差別することを禁止するとともに、社会的障壁に対する合理的配慮についても、行政機関へは対応を義務化し、民間事業者へも当初の努力義務から義務化されようとしています。

このような法整備等により、平成 18（2006）年の国連総会において採択され、平成 20（2008）年に発効された「障害者権利条約」を、わが国も平成 26（2014）年に批准しました。

本町においては、「琴浦町障がい者計画」を策定し施策を推進しています。平成 28（2016）年には「第 2 期琴浦町障がい者計画」を策定し、個々のニーズに対応した相談支援体制や各種福祉施策の充実を図るとともに、生活環境のバリアフリー化の推進、就業支援、差別の解消等、さまざまな施策に取り組んでいます。

また、平成 25（2013）年には、県立琴の浦高等特別支援学校が開校し、多くの町民が学校を訪問するなど、学校と地域のつながりが深まっています。また、現場実習や地域活動をとおして地域との交流も進み、障がいや障がいのある人への理解へとつながっています。

しかし、平成 26（2014）年に県が実施した「鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」の琴浦町の調査結果からは、障がいのある人の約 3 人に 1 人は、被差別体験をしている実態があります。その他にも、生活環境のバリアフリー化、就労支援等においてもさまざまな課題があがっています。

その他にも社会の中では、障がいのある人が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害されたり、生命、健康、生活が損なわれるなどの、虐待事象が発生しています。障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加を進めていくには、虐待を防止していくことが

重要であることから、平成 24（2012）年に「障害者虐待防止法」が施行されました。

今後も、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を実現するため、障がいに対する理解を進め、差別・偏見の解消、虐待防止等の啓発活動や研修を継続していく必要があります。

【施策の基本的方向】

- （１）障がいのある人もない人も、共に生きる社会づくりを理念とする「ノーマライゼーション」や「地域共生社会」の実現にむけ、さまざまな機会を通して障がいのある人が抱える多様な課題について認識を深め、障がいのある人に対する理解を深めるとともに、町民と協働して問題を解決していく手法の確立や地域での支え合いのネットワークを広げていく取組を推進します。
- （２）平成 28（2016）年 4 月に施行された「障害者差別解消法」に基づき、必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、国や県と適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら、障がいを理由とする差別の解消に向けて推進していきます。
- （３）障がいのある人やその家族の方が安心して暮らせる社会の実現のためには、障がいのある人への差別は社会全体の課題であるという認識を深める必要があります。
また、相談内容は、医療・保健・福祉・労働・教育など広範囲に及ぶため、身近な場所で相談できる体制づくりなど家族への支援の充実とあわせて、各関係者の連携を強化して、より充実した相談ができるよう努めます。
- （４）障がいのある人もない人も、共に暮らせる社会を作っていくためには、本人の希望によって、さまざまな社会活動に参加できる環境（体制や場所など）をつくっていく必要があります。本人の希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主に対し、障がいのある人の雇用促進及び継続を図るよう周知を行います。
- （５）障がいのある人が安心して暮らせる社会をつくるためには、地域における支え合いが必要です。隣近所やボランティアなどによる支援活動や見守りなど地域における支え合い活動の支援に努めます。

5 部落問題

部落問題解決への主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

【現状と課題】

わが国の歴史的過程で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられてきました。部落問題は、これらの人々が、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他日常生活のうえでいろいろな差別を受けるという人権問題です。

部落問題については、昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対して同和対策審議会は、同和問題の本質について「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的、社会的、文化的に低位に置かれ、現代社会においても、なお、いちじるしく基本的人権を侵害され、とくに近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もつとも深刻にして重大な社会問題である」と述べ答申しました。

その後、昭和44年7月10日、同和地区住民の社会的、経済地位の向上を不当に阻む諸要因を解消するという目標をもった同和対策事業特別措置法が制定されました。以来、33年間、同和問題の解消は国の責務であり、国民的課題と位置付けられ、実態的差別及び心理的差別の解消を目指し様々な施策が取り組まれ、特別措置法が平成14(2002)年3月に終了しましたが、その後も部落問題の解決に向け、継続して取組を進めてきました。

しかし、これまでの取組で被差別部落内の諸環境の整備等は改善されてきてはいるものの、依然として、部落に対する忌避意識による被差別部落かどうかの土地の問い合わせなどが、県に報告されているほか、インターネット上では、個人情報の掲載、被差別部落の地図や部落差別を煽る動画、身元調査や同和地区の所在調査に悪用される差別行為や差別を助長する行為も存在しています。

また、令和元(2019)年度に本町が実施した「第3回琴浦町人権・同和教育に関する意識調査(以下、意識調査)」の「あなたは過去5年間で部落問題に関する差別的な発言や行動を、直接見聞きしたことがありますか。」という質問に対して回答者の5人に1人(20.4%)が何かしらの差別的な言動を直接見聞きしており、前回調査(23.2%)と比べてもあまり変化していない現状があります。

偏見や差別に基づくこうした行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、被差別部落に住むことや、結婚などに対する、忌避意識・忌避行動にもつながり、差別の助長、拡散となる許しがたい行為でもあります。

国は現在も部落差別が存在していることを認め、平成28(2016)年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律(以下、部落差別解消推進法)」を施行しました。

部落差別の解消に向け、本町においても部落差別解消推進法に基づいて今後も継続して部落問題の理解の普及と啓発を着実に進めていく必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1) 部落問題の理解を深め、人権意識の普及・高揚に向けた教育及び啓発活動を、町民

や人権に関わる団体等と協力しながら推進します。

- (2) 子どもたちの発達段階に応じた人権学習・教育を推進します。
- (3) 意識調査の結果から「部落差別」と「女性差別」という二つの交差性の中で独自の困り感が見られたことから、さまざまな交差性を踏まえた啓発を推進します。
- (4) 意識調査の結果から差別的な発言を直接見聞きした人が未だに見られることから、差別的な扱いをされた人に寄り添い、心理的ケア等の専門家など必要な社会的支援につなげていくことができる幅広い支援体制づくりに努めます。
- (5) 学校教育の充実と教職員の人権教育の実践力を高めるため、教職員の研修と保護者の自覚を高められる研修の充実に努めます。

6 アイヌの人々の人権

アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現

【現状と課題】

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学（ユーカラ）など、独自の豊かな文化を持っていますが、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

令和元年5月に施行された「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策に関する法律」では、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、アイヌの人々への、アイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められ、従来の文化振興や福祉政策に加え、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を総合的かつ効果的に推進することになっています。

今後も先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の第3条3項にアイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならないため、本町においても国や県等の関係機関と連携を図り、取組を推進していきます。
- (2) アイヌの人々に対する偏見・差別のない共生社会の実現に向け、常にマイノリティの人たちがいるという認識のもと、アイヌの人々に対する理解の促進、文化の振興、地域・産業及び観光の振興、多様な文化との交流促進について理解と認識が深まるようアイヌの文化・歴史等の普及・啓発を推進していきます。

7 外国にルーツを持つ人の人権

国籍等の異なる人々が、相互理解を深め、同じ地域の一員として共に安心・安全に暮らしていける社会の実現

【現状と課題】

わが国では、情報通信技術や交通の発達により、経済、文化などさまざまな分野において国際化が進んでいます。それにともない、国内に定住する外国にルーツを持つ人は増加する傾向にあります。地方においても、地域、学校、職場などさまざまな場面で外国にルーツを持つ人と接する機会が日常的になっていますが、民族、言語、宗教、生活習慣などの違いについて理解が十分でないことから、外国にルーツを持つ人であることを理由に、さまざまな差別事案が発生しています。このような偏見や差別をなくすために、外国にルーツを持つ人の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

また、近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会問題となっています。

人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけ、周囲に差別意識を生じさせることにつながる、ヘイトスピーチは、人間として対等かつ平等に生きる権利である憲法第14条の「法の下での平等」を侵害する行為と言えます。

ヘイトスピーチについては、平成26(2014)年7月の国連自由権規約委員会による日本政府報告審査での最終見解、及び同年8月の国連人種差別撤廃委員会による同審査での最終見解において、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。このように社会的、国際的な関心が高まる中、平成28(2016)年6月に、脅迫的言動や著しい侮辱、排除の扇動などの「不当な差別的言動」は許されないとした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が成立し、施行されました。

また、「子どもの権利条約」では、児童の教育において異なる文化、言語、価値観を認めるよう育成しなければならないことが明記されています。外国にルーツを持つ人にとっても自国の文化や習慣は人格形成の重要な一部分です。同じ住民として異なる文化を尊重し合い、共に生活していくことが大切です。

本町の在住外国人の総数は増加傾向にあり、これは東南アジア地域から受け入れている「研修・技能実習生」の増加に起因しています。一方、「永住者」、「日本人等の配偶者」などの町内に生活基盤を築き永住しようとする外国人の方々は、ほぼ横這い傾向です。これらは1980年代以降に来日された方々（ニューカマー）です。

また、過去の我が国による植民地支配など、さまざまな歴史的経緯により定住されるようになった方々（オールドカマー）は横ばい傾向となっています。

今後、在留外国人の増加が見込まれる中で、外国人と接する機会はますます増加することが予想されます。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 国際的な視点に立った多文化共生社会をつくるためには、日本の社会に長く生活しているマジョリティ（多数者側）が変わる必要であることを認識し、町民に対し多様性への理解を推進するための啓発活動を実施します。

学校教育においては児童生徒の国際感覚や異文化交流の推進に努めます。

- (2) 外国にルーツを持つ人に対し、生活に必要な情報について二次元コードでの多言語表示やホームページの多言語化、分かりやすい日本語での表記、ピクトグラムを活用などの配慮を行い、分かりやすく情報提供していきます。

また、外国にルーツを持つ人が同じ住民としての権利とサービスを享受できるよう、権利の保障に努めます。

- (3) 外国にルーツを持つ人が自分自身も地域における対等な構成員であるとの認識を持ち、さまざまな活動に主体的に参加し、地域の担い手としてその能力を発揮することができるよう地域活動への参画促進に努めます。

また、企業に対し、採用の促進及び啓発の実施や就労に必要な教育機会の充実を要請していきます。

- (4) 町内に暮らす外国人の実態把握に努め、外国にルーツを持つ人の人権を尊重するため、相互交流を図り、相互支援ができる団体育成を図ります。

8 病気にかかわる人の人権

病気から生じるさまざまな人権問題が解消され、また患者本位の医療体制が構築された社会の実現

【現状と課題】

さまざまな疾病や感染症等に対する知識や理解の不足から、日常生活・職場・医療現場など社会生活のさまざまな場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染への不安とともに感染した時の周囲の反応を不安に感じられることも多いと思われます。誰もが病気にはなりたくはありませんが、誰にでも起こりうることです。

新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病に関連した誤った情報や不確かな情報に基づくワクチンハラスメントなどワクチンを接種をしない人への不当な差別、いじめ等の人権侵害があってはなりません。

また、ハンセン病に関して、鳥取県では国によるハンセン病患者の強制隔離政策に従って「無らい県運動」を徹底したことによって、長年にわたり多くの人が、施設入所によって地域社会はもちろん、家族との関係が絶たれるなどの苛酷で不当な人権侵害を受けています。

さらに、患者の家族は就職や結婚を拒まれ、一家が離散することもあり、多くの人が苦しみを被っています。平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止され、長い強制隔離政策は終了しましたが、その後も偏見に基づく差別事象が発生しています。

このような偏見や差別の解消をさらに推し進めるため、平成21（2009）年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が施行され、2019年（令和元年）にこの法の改正とともに、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（ハンセン病家族補償法）」が施行されました。

患者の自主性が尊重され、患者の理解・合意のもとに医療の提供が行われるとともに、疾病についての知識を持ち、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- （1）町民への疾病に対する理解を深めるとともに、疾病にかかわる人に対する偏見や差別をなくすために関係機関と連携して「ハンセン病パネル展」等の啓発活動を実施します。
- （2）感染症患者への人権侵害の歴史にきちんと目を向け、同じ過ちは二度と繰り返さないという強い覚悟と決意のもと、精神疾患や難病等の病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。
- （3）病気にかかわる人に対する偏見や差別をなくすために、さまざまな啓発機会を通じて、病気に関する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。

9 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人が社会の一員として円滑な生活を営める社会の実現

【現状と課題】

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、矯正施設入所者の抱える問題や社会的背景、現状の実態等についての関心と理解を深めていくことが必要です。

国では平成 29 年 12 月に「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、再犯防止推進計画が策定されました。本町も国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

【施策の基本的方向】

- (1) 「“社会を明るくする運動” ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」を実施します。
- (2) 犯罪や非行をした人が罪をつぐない、社会復帰することを支える更生保護に関わる団体等の各種活動を支援します。
- (3) 本人やその家族等からの相談を踏まえ、退所後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげ、円滑に社会復帰できるよう、必要な支援を行います。

10 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者とその家族等が被害の回復等に向けて、適切な支援を受けられる社会の実現

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、安心・安全な私生活が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

その対策として、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等への権利や利益の保護を図るため、平成 17 年 12 月に「犯罪被害者等基本法」に基づく「犯罪被害者等基本計画」が作られました。毎年 11 月 25 日から 12 月 1 日までの 1 週間を「犯罪被害者週間」として犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉または安心・安全な生活への配慮の重要性について理解を深めています。

地域における被害者支援への理解をさらに深めるためには、犯罪被害者とその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解をさらに深めていく必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1) プライバシー保護の観点から犯罪被害者等の人権に関する啓発・広報を実施します。
- (2) 人権擁護機関と連携し、犯罪被害者等の人権をめぐる人権侵害事案に対する相談支援など適切な対応を行います。
- (3) 犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、精神的、経済的な被害を受けるなど大きな負担を負うこともあります。
このため、関係機関と連携し、専門家による心理的なケアや警察の犯罪被害給付制度につなげるなど、犯罪被害者等を支援していきます。

11 インターネットにおける人権

誰もがインターネット上で人権を侵害されることなく、安心してインターネットを利用できる社会の実現

【現状と課題】

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、発信の匿名性を利用して、インターネットを悪用した行為が増えており、他人の中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）やインターネット版部落地名総鑑の出現や児童ポルノの流通による性的児童虐待が発生しています。

さらに、自殺を誘うような情報等、インターネット上の有害情報に起因して犯罪やトラブルに巻き込まれ、被害にあうなどの人権侵害も発生しています。

その使い方を誤ると犯罪の被害者になってしまったり、他人の名誉を傷つけてしまうおそれがあるため、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する理解を深めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 情報の収集・発信における個人の責任や情報リテラシーについて理解を深めるための教育啓発を行います。
- (2) 国等による被害者の相談窓口はさまざまあるものの、被害者がいかなる被害について、どこに相談ができるのかがわかりにくいと、国、県等と連携し、相談窓口の明確にし、必要に応じた被害者支援を行います。
- (3) 県のネットモニタリングネットワークで県内の自治体と意見交換を行い、インターネット掲示板などのモニタリングを実施します。
また、インターネットによる人権侵害の早期発見を図るため県と連携し、必要に応じて削除要請を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

12 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めましょう

【現状と課題】

拉致問題は、北朝鮮当局が日本人をその意思に反して北朝鮮に連れ去ったものであり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害で許し難い行為です。被害者の方々はもとより、その家族にとっても大変苦しい日々が続いています。

政府認定拉致被害者 17 名のうち 5 名とその御家族の帰国が実現しましたが、その他の被害者については、依然として安否不明のままです。また、このほかにも、拉致された可能性を排除できない人たちが多数います。北朝鮮は、平成 26 年 5 月の日朝合意により、再調査を約束したものの、平成 28 年 2 月に調査の全面的な中止を発表し、それ以降、拉致問題の具体的な進展は見られません。

国は、国際社会と連携しながら、北朝鮮当局による拉致問題等の人権侵害問題解決に向けて国民の認識を深めるため、平成 18 年に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行し、わが国の差し迫った重要な国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題であると明確化しました。

近年は、国際的にも関心が高まり、平成 26 年 3 月には、国連の北朝鮮人権調査委員会が、拉致および拉致被害者の置かれる環境を「人道に対する罪」と断定する最終報告書を公表し、国連人権理事会に提出しました。

鳥取県には北朝鮮当局により拉致された政府認定拉致被害者の松本京子さんをはじめ、拉致された疑いのある人がいます。すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を願い、拉致問題の解決に向けた町内の機運を高めるため、私たち一人ひとりが強い関心を持って啓発活動を実施するなど、この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 北朝鮮人権侵害問題啓発週間（12 月 10 日から同月 16 日まで）等において、国や県と連携して、拉致問題についての講演会、町報等への掲載、ポスターの掲示、町職員のブルーリボン着用等の啓発活動を行います。

13 生活困窮者の人権

経済的な困窮など生活に課題を抱えている人々が、健康で文化的な生活を営める社会の実現

【現状と課題】

生活に課題を抱え経済的に困窮している人は、地域社会からも孤立していることが多く、そのことが生活の課題解決を困難にしています。

生活に課題を抱え経済的に困窮している人の自立と尊厳を確保するため、経済的な自立だけではなく、日常生活・社会生活の自立も含めた支援が必要です。課題解決のためには、つながり合い、お互いに支え合う地域社会づくりが必要とされています。

また、派遣労働者等をはじめとする非正規雇用者や離職者は依然として多い傾向にあり、正規雇用の増加に向けての各種の補助制度や相談支援体制の充実・強化や住宅の確保など生活の安定のための支援が必要です。

【施策の基本的方向】

- (1) 困りごとのある人の相談を包括的に受け止め、複合的な課題を解決していくため、地域や関係機関の連携による包括的な相談支援体制の充実を図ります。
- (2) 自立に向けた社会参加や就労支援など、お互いに支え合える地域社会づくりを進めて、地域共生社会の実現を目指します。
- (3) 就労の支援に関しては、求職者に対し、しごとプラザ琴浦での就労相談を行うとともに、関係機関で求人企業とのマッチング支援を行います。
- (4) 就労に困難を抱えた人の相談支援については、生活困窮者相談員が関係機関と連携し、さまざまな社会制度や社会資源を活用しながら、支援を行います。

14 性的マイノリティの人の人権

性的マイノリティの人たちが自尊感情を持って自己決定、自己選択できる社会の実現

【現状と課題】

LGBTQ（性的マイノリティの人の総称）※¹やSOGI（性的指向・性自認）※²に対する無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることなどの人権問題が発生しています。

このようなLGBTQやSOGIなどを理由とする差別的な扱いについては、人権としての認識が高まってきています。

しかし、理解はまだ不十分であるため、社会生活のさまざまな場面で人権侵害が生じています。そのため、偏見や差別を恐れて、カミングアウト（本人が他人に伝えること）することができない現実やカミングアウトした場合でも、それを受け入れる側がきちんと受け止める対応ができなかったり、打ち明けられたことを他言してしまったりする（アウティング）という人権侵害によって周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。

まず、異性愛者など自らが持っている性の属性も多様な性のひとつであるという認識のもと、多様な性のあり方を多くの人が認識し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

【施策の基本的方向】

- （１）LGBTQやSOGIなどを理由とする偏見や差別、いじめ等の人権侵害がないよう、多様な性について理解を深めるための教育及び啓発を推進します。
- （２）当事者やその関係者からの相談に適切に対応するため、国、県、専門機関や医療機関等と連携した相談体制の充実に努めます。

【用語説明】

※１ LGBTQ

「LGBTQ」とは、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（両性を好きになる人）、トランスジェンダー（生物学的・身体的な性、出生時の戸籍上の性と性自認が一致しない人）、クエスチョニング（性的指向や性自認が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人）の頭文字をとったものである。

※２ SOGI

性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称である。この表現は、特定の性的指向や性自認の人のみを対象とする表現ではない。

15 災害等に起因する人権

震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

【現状と課題】

平成 23（2011）年 3 月 11 日の東日本大震災により災害に対する意識が変わる中で、毎年のように全国各地で自然災害は頻発し、甚大な被害が発生しています。

災害が発生した際には、高齢者や障がい者、子どもや妊産婦など、特に配慮が必要な方の生活について、食料や生活用品、避難スペースなど、それぞれの特性に配慮した対応が必要になります。

そのためには、平時からどのような配慮が必要かを把握する必要があると、市町村が作成を義務づけられている避難行動要支援者名簿を活用し、準備しておくことが大切です。

また、災害に関する情報の伝達について、視覚・聴覚に障がいがある人や外国人をはじめ、すべての人に情報が届けられるよう、さまざまな情報伝達方法を検討し、整備していく必要があります。

あわせて、災害に関する風評被害や広域避難者^{※1}に対する、いじめ、妬み、偏見や差別等の問題などの人権侵害を防ぐことも課題となっています。

【施策の基本的方向】

- （１）災害時の情報伝達について、さまざまな伝達方法を検討・整備するよう努めるとともに、平時から情報伝達手段の広報を行います。
- （２）災害時に配慮が必要な方への支援が行えるよう、自治会や自主防災組織等と連携し、共助の取組を推進します。
- （３）自治会や自主防災組織が行う防災に関する活動の支援を行い、地域防災力の向上を図ります。
- （４）災害時における相談窓口を設置し、被災者の生活支援、自立支援を行います。
- （５）被災者、被災地、広域避難者に対する差別や人権侵害、風評被害を起こさないよう、適切な情報提供や教育・啓発に努めます。

【用語説明】

※ 1

広域避難者：2011 年に発生した東日本大震災など大規模な災害等により、今もなお全国に避難されている方がおられます。このように遠方へ避難された方を「広域避難者」または「県外避難者」と呼ぶことがあります。

16 個人情報の保護

個人情報の保護とプライバシーの権利が保障される社会の実現

【現状と課題】

私たちは、私生活上の事柄をみだりに第三者に公開されない法的権利を有していますが、個人情報の流出や漏洩は、これに反するものであり、個人の尊厳と基本的人権に関わる重要な問題です。

近年、情報化社会や情報通信技術（ＩＣＴ）の進展により、民間部門においては、電子商取引の進展、顧客サービスの高度化が実現され、公的部門においても、行政サービスを向上させるため、コンピュータによる各種情報の処理、集積が不可欠となっています。

しかし、私たちの生活に豊かさや便利さがもたらされる一方で、コンピュータウイルスや不正アクセスによる個人情報の漏洩、インターネット上への個人情報の掲載など個人のプライバシーが著しく侵害される事象が多発しています。

また、平成 25 年(2013 年)に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、国民一人ひとりに個別の番号が割り振られるなど、より一層の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

本町においては、町民等の個人情報に深くかかわるとともに、大量の個人情報を取り扱う事務が数多くある状況を踏まえて、職員一人ひとりが町民の個人情報を保護するということは町民の人権を守ることであるという認識に立ち、利用目的を明確にし、必要な範囲内で正確な個人情報を適切に収集・管理し、業務を遂行することが強く求められています。

個人のプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のために最も重要なことであり、官民一体となって、個人情報の保護とプライバシーの権利が保障される社会の実現に向け、取組を推進する必要があります。

【施策の基本的方向】

- (1) 個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。
- (2) 令和 5 年(2023 年)春には法体系が一元化され、「個人情報の保護に関する法律」の規定が直接地方公共団体に適用される予定となっています。個人情報ファイル簿^{※1}の作成・公表が義務付けられるなど、個人情報の取扱いに係る全国的な共通ルールが設定されることで、更なる個人情報の適正な取扱いに努め、個人の権利利益の保護を図ります。
- (3) 「住民票の写し等の交付にかかる本人通知制度」について、引き続き広報紙やホームページ等により広く住民への周知に努め、住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。

(4) 平成 27 (2015) 年度には、「マイナンバー制度」の施行を機に、国の指針に基づく業務システムのインターネットからの分割などの情報ネットワークシステムのセキュリティを強化したところであり、情報セキュリティを更に徹底した電算システムの運用を推進します。

【用語説明】

※1 個人情報ファイル簿

保有している個人情報ファイル(個人情報をデータベース化したもの)の名称、利用目的、記録項目などの個人情報ファイルに関する概略を記載した帳簿の事を指す。

17 その他の人権課題、新たな人権問題

新たな人権問題の性質や状況に応じた施策の検討

従来、職場における人権問題としては、労働者の出身地、性別、国籍、年齢による差別などがありましたが、職場という閉ざされた環境を背景にしたいじめやさまざまなハラスメント行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティーハラスメントなど）が新たに問題となって表面化しています。

その他に悪意もなく意図的でもなく社会的マイノリティの人たちへ向けられる些細な言動であるマイクロアグレッションや例えば女性の人権といっても、被差別部落出身の女性、高齢の女性など、複数の人権課題を抱える人たちの存在、いわゆる複合差別の問題を見落としてはいけません。これらの人権課題は互いに相関し、複合していることを考慮しながら施策を推進していきます。

情報技術の進展や社会情勢の変化など時代の流れの中で、解決すべき差別や人権の課題は複雑化・多様化してきています。

日頃から自らの人権意識の高揚に努め、新たな課題に気づく知性や感性を養っていくことが大切です。

そして新たな課題が発見されたときには、その課題を受け止め、解決の方策を探っていくことに努めます。

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成十二年十二月六日)

(法律第百四十七号)

第百五十回臨時国会

第二次森内閣

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律をここに公布する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の^{かん}涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年六月二十六日)

(法律第六十五号)

第百八十三回通常国会

第二次安倍内閣

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(第六条)

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置(第七条—第十三条)

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置(第十四条—第二十条)

第五章 雑則(第二十一条—第二十四条)

第六章 罰則(第二十五条・第二十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院
- 五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。
 - イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人(同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
- 二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
- 三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する
法律

(平成二十八年六月三日)

(法律第六十八号)

第百九十回通常国会

第三次安倍内閣

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律を
ここに公布する。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法
律

目次

前文

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本的施策(第五条—第七条)

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由とし
て、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを
煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多^{せん}大な苦痛を強いられ
るとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま
看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいもの
ではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる
人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当
な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの(以下この条において「本邦外出身者」という。)に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

(基本理念)

第三条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(相談体制の整備)

第五条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第六条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第七条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

- 2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

○部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日)

(法律第百九号)

第百九十二回臨時国会

第三次安倍内閣

部落差別の解消の推進に関する法律をここに公布する。

部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○琴浦町人権尊重の社会づくり条例

令和3年3月18日

条例第5号

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、人としての尊厳と権利とについて平等である。

これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障している日本国憲法の理念とするところでもある。

すなわち、私たち一人ひとは、様々な個性を持ったかけがえのない存在であり、人種、民族、国籍、信条、性別、年齢、性的指向、性自認、障がい、感染症等の病気、職業、被差別部落その他の事由により、人が生まれながらに有する人間としての権利を妨げられることなく、個人として尊重されなければならない。そして、一人ひとりの多様性が認められ、それぞれの持つあらゆる可能性が発揮される機会が与えられなくてはならない。

同時に、私たちは、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権の尊重を念頭に置いて、自らの人権を行使するようにしなければならない。

しかし、今日でもなお、様々な差別、偏見及び人権侵害が依然として存在しているほか、社会状況などの変化に伴い、差別を助長し、誘発することにつながるインターネットを利用した悪質な書き込みなど新たな人権問題が生じている。

このような状況を鑑み、私たちは、「人権が尊重される社会を確立していく」という強い意志の下、一人ひとりが自分ごととして考え主体的に行動し、互いの多様性を認め合い、たゆまぬ努力を続けることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、差別、偏見及び人権侵害のない人権を尊重する社会づくり(以下「人権尊重の社会づくり」という。)に関し、町の責務及び町民(町内に在住、在勤若しくは在学する全ての者又は町内において事業若しくは活動を行う全ての事業者、地域、各種団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もって全てのものの人権が尊重され、かつ、多様性を認め合える社会づくりの実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、国及び県との適切な役割分担を踏まえて連携を図りながら、人権尊重の社会づくりに関する施策(以下「人権施策」という。)を積極的に推進するとともに、町政の全ての分野で人権に配慮し、人権尊重の社会的環境づくりと人権意識の醸成及び高揚に取り組むものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、第1条の目的を達成するため、町民相互に基本的人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、主体的に人権意識の向上に努めるものとする。

(町民と町との協働)

第4条 町民及び町は、それぞれの役割及び責務を果たしながら、相互に協働して、人権尊重の社会づくりに努めるものとする。

(人権施策基本方針)

第5条 町は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重の社会づくりに係る基本理念に関すること。
- (2) 人権意識の醸成及び高揚を図るための人権教育・啓発に関すること。
- (3) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項に関すること。

(教育及び啓発の実施)

第6条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題の解消を図るための教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(推進体制の充実)

第7条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国、県、関係団体等(以下「国等」という。)との連携に努め、推進体制の充実を図るよう努めるものとする。

(調査の実施)

第8条 町は、人権施策基本方針に基づく施策を効果的に行うため、国等が行う調査に協力するとともに、必要に応じて人権に関する町民の意識調査等を行い、その結果を町の施策に反映させるものとする。

(相談体制の充実)

第9条 町は、人権施策基本方針に基づき、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、あらゆる人権に関する課題に係る相談に誠実・的確に応じるために必要な相談体制の充実に努めるものとする。

(人権尊重の社会づくり審議会の設置)

第10条 人権施策の推進に関する事項その他この条例の目的を達成するための事項を審議するため、人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 町長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

3 審議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項について、町長に意見を述べることができる。

(審議会の委員)

第11条 審議会は、委員22人以内で組織するものとし、町長が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 町の職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 その他審議会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(琴浦町あらゆる差別をなくする条例の廃止)

- 2 琴浦町あらゆる差別をなくする条例(平成16年琴浦町条例第125号)は、廃止する。

(琴浦町附属機関条例の一部改正)

- 3 琴浦町附属機関条例(令和2年琴浦町条例第4号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略